

新型コロナウイルス感染症に対する宜野湾市の対策方針

(令和2年4月6日)

令和2年3月31日新型コロナウイルス感染者が手続きのため市役所に来庁し、また、4月4日には感染経路不明にて市民への感染が確認されたことを受け、今後市内において更に感染拡大する可能性があり、宜野湾市における全庁的な感染防止対策の取り組みを緊急に進める必要がある。

よって新型インフルエンザ等対策特別措置法、宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例及び宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき下記事項を定める。

記

1. 事業・集会・行事・イベント等について

令和2年2月21日に開催した新型インフルエンザ等対策本部にて決定した対策を再度確認し、感染拡大の防止という観点から、宜野湾市として人が集まる事業・集会・行事・イベント等は当分の間、原則自粛を徹底する。

なお業務内容等に変更が生じた場合は、市民並びに関係者に変更についての周知を必ず行う。

2. 宜野湾市施設（指定管理含む）の利用について

1) 基本方針

宜野湾市施設に関しては感染リスクを考慮して、施設の閉館や利用を制限するなどの対応をとり、利用者に発熱等の風邪症状が見られる場合は利用を控えてもらう。

2) 具体的措置状況

- (1) 宜野湾市赤道老人福祉センター、宜野湾市伊利原老人福祉センターについては、当分の間、臨時閉館とする。
- (2) 宜野湾市民図書館、宜野湾市立博物館、宜野湾市民会館、宜野湾市立中央公民館（図書室含む）については、4月17日（金）までの間、臨時休館とする。
- (3) 宜野湾市勤労青少年ホーム、勤労者体育センターは、4月8日（水）から4月19日（日）まで、臨時閉館とする。

- (4) 宜野湾市人材育成交流センターめぶき、宜野湾市男女共同参画支援センターふくふくについては、4月7日（火）から4月18日（土）まで、臨時閉館とする。
- (5) その他の施設等については、随時ホームページ等で周知する。
※施設の再開については、状況をみながら判断する。

3. 学校等における感染症対策について

1) 宜野湾市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休校について

宜野湾市内の児童生徒に濃厚接触者が出たため、幼児児童生徒の健康を第一に考え、また、感染拡大を予防するため、令和2年4月7日（火）から同年4月17日（金）まで「臨時休校」とする。

(1) 始業式・入学式について

小中学校始業式：4月20日（月） 中学校入学式：4月20日（月）
小学校入学式：4月21日（火） 幼稚園入園式：4月22日（水）

(2) 給食について

- ・4月21日（火）より提供する。
- ・小学校新1年生については5月11日（月）より提供する。

(3) 留意事項

- ①幼児児童生徒、または教職員等に感染者、濃厚接触者が発生した場合は臨時休校を継続する場合がある。
- ②臨時休校の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、不要不急の集まりや人込みを避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- ③健康観察の徹底については、家庭の連携により児童生徒に対し、毎日の検温（朝夕）と健康状態の確認を行う。
- ④春休み期間に県外へ旅行等、または県外から転入した幼児児童生徒、及び教職員に対し、健康状態の把握や必要な配慮等について適切に処理する。
- ⑤臨時休校中の期間は、部活動・スポーツ少年団等の活動は行わない。
- ⑥小学校低学年（新1年生～新3年生）、特別支援学級児童については、家

庭の状況を確認のうえ預かり手のいない場合、臨時休校期間も午前中のみ登校可能とする。

- ⑦幼稚園の預かり保育については、可能な限り家庭での保育をお願いするが、預かり手がいない場合は、家庭の事情を確認したうえで、受け入れする。

2) 保育施設等について

(1) 保育施設及び放課後児童クラブについて

保育施設及び放課後児童クラブについては、原則として開所予定とする。

但し、園児は登園前に必ず検温を行い、登園前の検温で37.5度以上の発熱がある場合は、登園を断る扱いとする。

また、感染症拡大防止のため、家庭保育が可能な家庭においては、家庭保育の協力をお願いする。

(2) 児童センターの運営について

感染拡大防止の観点から、当面の間、閉館とする。なお、開館時期については小中高校の開校時期を目安とする。

(閉館する児童センター)

大謝名児童センター、赤道児童センター、大山児童センター、新城児童センター、我如古児童センター、長田児童館

※公立学童クラブについては、通常どおり開所となります。

(3) 子育て支援センター（公立1カ所、民間6カ所）

感染拡大防止の観点から、当面の間、閉所とする。

(4) ミニじどうかん じゃんけんぽん（児童健全育成巡回事業）

感染拡大防止の観点から、当面の間、中止とする。なお、開始時期については小中高校の開校時期を目安とする。

4. 市役所や公共施設内の窓口等の消毒等について

市役所内窓口や公共施設内のこまめな消毒の実施と換気の徹底を行う。

5. 市民へ最新情報・感染対策等の情報提供について

市民に対して、新聞、ラジオ、市ホームページ、ポスター、防災行政無線等を活用し、感染症に関する情報提供を行うよう各部署で取り組む。

新型コロナウイルス感染症に関するチラシを積極的に活用し、関係団体等に情報提供を行う。特に高齢者、外国人、障がい者等の情報弱者に関しては、あらゆる媒体・機関を活用し情報提供を行う。

6. 感染拡大防止対策について

- 1) 海外・県外で感染した方が県内で発症する事例が発生していることを受け、不要不急の渡航を控えること。
- 2) 感染症対策として引き続き咳エチケットや手洗いの励行、こまめな換気の実施に努めていただくこと。
- 3) 密閉空間・密集場所・密接場面という集団感染の起こりやすい場所に行くことを避けること。
- 4) 発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず休養をとること。